

東京都世田谷区 端末整備・更新計画

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度
① 児童生徒数	49,529	49,230	47,288	46,254	45,363
② 予備機を含む整備上限台数 (予備機を含む)	56,958	56,614	2,752	1,563	538
③ 整備台数（予備機除く）		49,230			
④ ③のうち、 基金事業によるもの		49,230			
⑤ 累積更新率	0.0%	100.0%	104.1%	106.4%	108.5%
⑥ 予備機整備台数		2,399			
⑦ ⑥のうち、 基金事業によるもの		2,399			
⑧ 予備機整備率	#DIV/0!	4.9%	4.9%	4.9%	4.9%

※①～⑧は未到来年度等にあつては推定値を記入する。

(端末の整備・更新の考え方)

令和 2 年度に導入したGIGA端末を令和 7 年度に更新する。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数：55,304台

○処分方法

・その他（購入分は小型家電リサイクル法の認定事業者等に売却：43,037台、リース分はリースバック：7,492台）：55,304台

○端末のデータの消去方法 ※いずれかに○を付ける。

・自治体の職員が行う

・処分事業者へ委託する

※区側で消去後に処分事業者へ引渡し、処分事業者にも消去を委託する予定

○スケジュール（予定）

令和7年6月 処分事業者 選定

令和7年9月 新規購入端末の使用開始

令和7年3月までに 使用済端末の事業者への引き渡し

○その他特記事項

(「⑤ 累積更新率」が令和10年度までに100%に達しない場合は、その理由)